

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則

事業者設定基準届出書

業制発令2第7号
令和2年7月28日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙
のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第26条の3第8項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

(別 紙)

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
〔第 26 条の 3 第 8 項関係〕

変動額認可料金は、以下のとおり設定する。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 25 条第 3 項の規定により設定した送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準を基に、料金率は、三需要種別ごとの特別変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるよう設定する。また、定額制は、電気の使用形態を勘案し設定する。